

## 📌 今月のポイント

## 建設業の適切な社会保険 ⑫



今月のポイント「建設業の適切な社会保険」については、今回で最終回となります。Q & A形式で簡潔にまとめてご説明します。

## 建設業における社会保険加入対策について、よくある ご質問

## Q① 自社の加入すべき保険は何か？

事業所形態	労働者数	就労形態	雇用保険	医療保険	年金保険
法人	1人～	常用労働者	○	○	○
	—	役員等	—	○	○
個人事業主	5人～	常用労働者	○	○	○
	1人～4人	常用労働者	○	個人で加入	
	—	事業主、一人親方	—	個人で加入	

➔ 詳細は、「建設News 2022年10月号」を参照ください。

## Q② 保険に入っていないと現場入場できない？

元請企業および下請企業の取組指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」があります。平成29年度以降は、元請企業に対して、適切な保険に加入していることが確認できない作業員については、原則、現場入場を認めないという取扱いを行ってきました。



さらに、令和4年4月からはそもそも請負人として扱うかどうかの判断が必要であるという観点からの改訂が行われています。

➔ 詳細は、「建設News 2023年4・5月号」を参照ください。

## Q③ 法定福利費を明示した見積書とは何か？

法定福利費とは、社会保険料の事業主負担分(※)です。これまで総額で作成されていた見積書に法定福利費を内訳として明示することで、下請企業が法定福利費を確保できるよう業界をあげて取り組んでいます。

※ 健康保険（介護保険含む）・厚生年金保険（子ども・子育て拠出金含む）・雇用保険の **事業主負担分**です。

（賃金額の約15%です。）

## Q④ 一人親方の保険加入はどうしたら良いか？

請負として働く場合 ➔ 個人で国民健康保険と国民年金へ加入、**労災保険には特別加入**

ただし、実態が労働者として働いている場合 ➔ 使用されている事業所の雇用保険・社会保険に加入必須です。

⚠ 偽装一人親方

## Q⑤ 社会保険制度についてどこに相談したら良いか？

各都道府県に、社会保険労務士による相談窓口を設けています。「県名＋社労士会」で検索してください。



◆ 次回からは、「各種助成金」について解説していきます！